

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

【目次】

用語解説等	28
1. 仕組み	29
2. 背景	30
3. 根拠法	31
4. 実施方法	32
(1) 関係機関の役割分担	32
(2) 後期中等教育	33
(3) 高等教育	36
5. 財政	37
6. 実績	39
7. 評価・課題	44
(1) 職業教育訓練制度の強みと課題	44
(2) 見習い訓練制度のメリット・デメリット	46
8. 参考文献	47

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

用語解説等

●略語／頭字語／通称等の日本語対訳表

略語等	ドイツ語 または英語	日本語訳
BMS	Berufsmaturitätsschule	上級訓練準備コース（職業訓練学校の専門大学準備課程）
EBA	Eidgenössische Berufsattest	連邦基礎訓練修了証明書／証明コース
EFZ	Eidgenössische Fähigkeitszeugnis	連邦能力取得証明書／証明コース
FMS	Fachmittelschule	中等職業専門校
FMS	Fachmaturitätsausbildung	専門校準備／準備コース
FVB	Federal vocational baccalaureate	連邦職業バカロレア資格
SERI	State Secretariat for Education, Research and Innovation	教育研究イノベーション省
SBBK	Schweizerische Berufsbildungsämter-Konferenz	専門職業教育訓練庁スイス会議
SFIVET	Swiss Federal Institute for Vocational Education and Training	連邦職業教育訓練機構
VET	Vocational Education and Training	職業教育訓練（主として後期中等教育段階での基礎的職業教育を意味する）
VPET	Vocational and professional education and training	専門職業教育訓練（専門大学など、非大学型高等教育での職業教育を意味する）

●通貨について

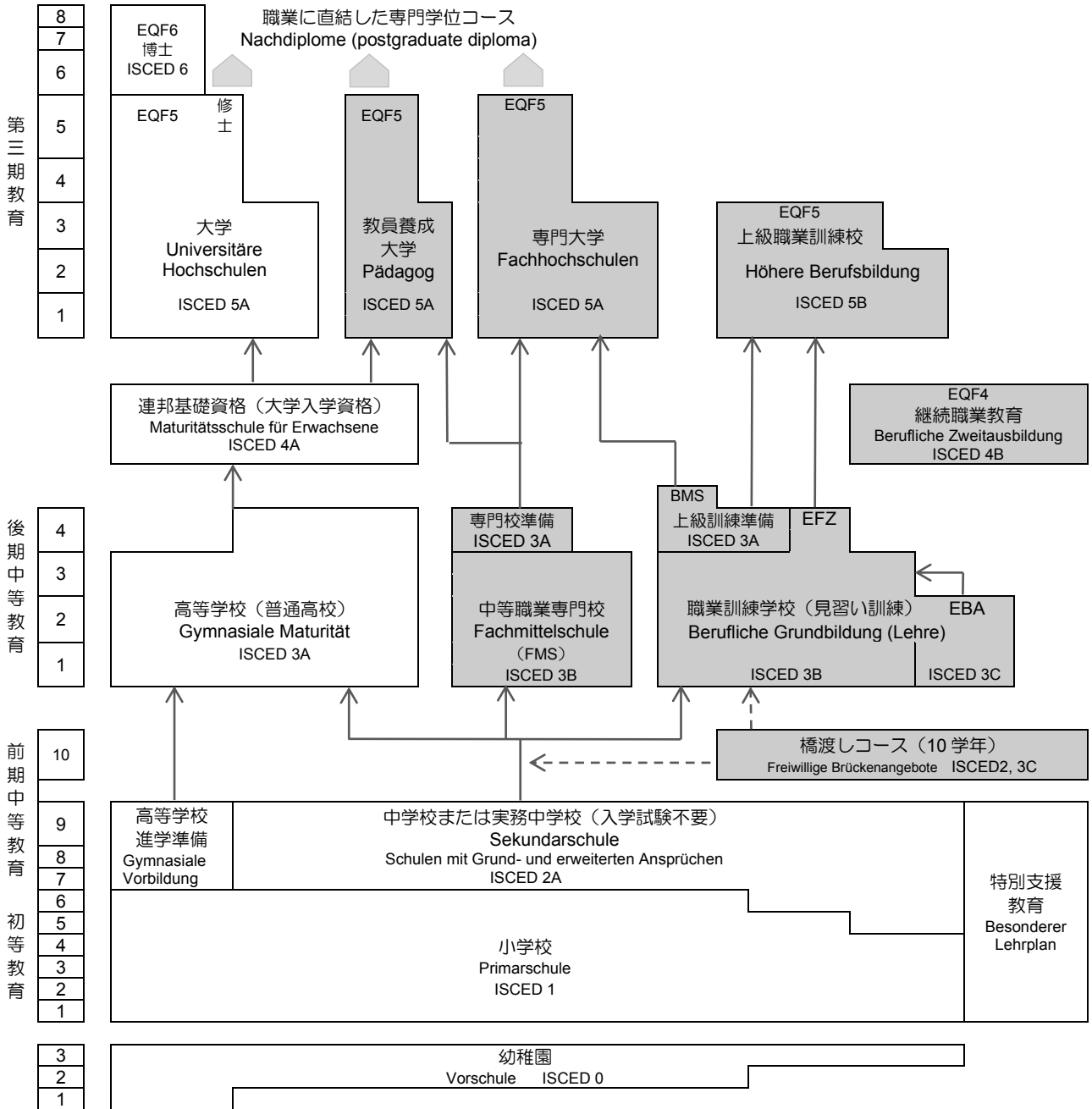
本章においてスイスの通貨を表す場合は、スイスフラン又は CHF と表記する。

参考までに、2014年における対円年平均為替レートは、1 スイスフラン＝115.57 円である。算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate)

<http://www.oanda.com/currency/average>

1. 仕組み

図表-2-1 職業教育訓練（VET）の提供機関（網掛け部分）¹



¹ 以下の公表資料に掲載されている学制図等を参考に作成。
 Statistik Schweiz, Bildungssystem <http://www.portal-stat.admin.ch/iscsed97/files/de/index.html>
<http://www.portal-stat.admin.ch/iscsed97/docs/G.JB-1520.pdf>
 EDK, The Swiss education system <http://www.edk.ch/dyn/16833.php>

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

スイスでは、6歳から7歳のほとんどの生徒が、1～2年間の幼児教育の後に小学校に入学する。スイスの学校教育は、全国に26あるカントン（州／準州）が所管するため、一つの国に26の異なる教育制度がある。義務教育機関や学制についても州ごとに異なる。

例えば義務教育期間は、ベルン州では9年間、チューリッヒ州やバーゼル・シュタット準州では11年間となっている。また、スイスは多言語国家であることから、ベルン州では5年次からフランス語、7年次から英語の学習が始まり、チューリッヒ州では2年次から英語、5年次からフランス語の教育が始まる。スイス、フランス、ドイツ三国の国境が接するバーゼル・シュタット準州では、フランス語と英語の教育は、言語圏により開始時期が異なる。このようなカントン間の教育制度の違いは見直されつつあり、現在、多数の州政府が、教育制度の共通化に取り組んでいる。

一般の生徒は普通中学校に進学し、小学校での成績が非常に良い生徒向けに高等学校準備コースが設けられている。いっぽう、勉強が非常に不得意な生徒向けには実務中学校と呼ばれる職業訓練に進むことを前提とした前期中等教育機関を設けている州もある。

大別すると、中学校または実務中学校を卒業後した生徒の約2割は、大学進学を目的とするGymnasiumと呼ばれる普通高等学校に進学するが、大多数は、2～4年間の見習い訓練を含む職業訓練学校か、または中等職業専門校の何れかに進学する。職業訓練学校と中等職業専門校では入学後ただちに職業選択準備が始まり、それぞれの職業内容に沿った授業を行い、保護者と職業カウンセラーを交えて進路を決定していく。Gymnasiumにおいて、大学入学資格マトゥーラ（Matura; Gymnasium卒業試験合格証）を取得した生徒には、一般大学、専門大学、高等職業教育など高等教育への道が開かれる。

2. 背景

スイスは連邦国家であり、ドイツ語、フランス語、イタリア語の言語圏が重なり合いながら存在し、州（カントン）政府が教育行政の権限を有するが、さまざまな全国的調整機関が設置され、州の間における教育指導計画に著しい差が生じないように、また越境した生徒や学生が不自由しないような仕組みづくりに、長年かけて取り組んできた歴史がある。また、教育機関の95%は公立であり、地域における言語、民族、文化の異なる生徒が同じ学校に通うことで国家の社会的統合が図られ、職業との連結においても、資源に乏しい小国スイスの内需を支え得る人材育成のために、国内企業が教育界と協力して職業教育訓練の仕組みづくりに取り組んでいる。

3. 根拠法²

スイスの職業教育訓練に関する法令には以下のものがある。

- (1) 2002年12月23日付 職業教育訓練及び専門職業教育訓練に関する法律（職業教育法、BBG / VPETA）³
- (2) 2003年11月19日付 職業教育訓練及び専門職業教育訓練に関する政令（BBV / VPETO）⁴
- (3) 2009年6月24日付 連邦職業バカロレア資格に関する政令（BMV）⁵
- (4) 2011年2月2日付 連邦職業バカロレア資格保持者の大学入学試験に関する政令⁶
- (5) 2005年3月11日付 専門大学修了者の専門学位コース進学に係る最低要件に関する政令（MiVo-HF）⁷

² Eurypedia, Switzerland Legislation

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Switzerland:Legislation#Vocational_Upper_Secondary_Education

³ Bundesgesetz vom 13. Dezember 2002 über die Berufsbildung (Berufsbildungsgesetz, BBG)

⁴ Verordnung vom 19. November 2003 über die Berufsbildung (Berufsbildungsverordnung, BBV)

⁵ Verordnung vom 24. Juni 2009 über die eidgenössische Berufsmaturität (Berufsmaturitätsverordnung, BMV)

⁶ Verordnung vom 2. Februar 2011 über die Ergänzungsprüfung für die Zulassung von Inhaberinnen und Inhabern eines eidgenössischen Berufsmaturitätszeugnisses zu den universitären Hochschulen

⁷ Verordnung des WBF vom 11. März 2005 über Mindestvorschriften für die Anerkennung von Bildungsgängen und Nachdiplomstudien der höheren Fachschulen (MiVo-HF)

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

4. 実施方法

(1) 関係機関の役割分担

スイスにおける職業教育行政は、連邦行政機関、産業界、州（カントン）が関わり、これら三者が協力してスイス職業教育の質の向上と現場職業訓練の質の確保を目指している。

図表-2-2 スイスの専門職業教育訓練（VETand PET）に関与する機関及び役割

区分	機関	役割
連邦行政機関 Confederation	●教育研究イノベーション省（SERI） 職業教育訓練の施策立案、関係機関の 監督、規制及び財政支援を実施	戦略計画の策定 ・質の管理 ・透明性の確保 ・250 に及ぶ法令の執行 ・40 の専門訓練（PET）コアカリキュラムの 400 に及ぶ試験の実施認可 ・訓練プログラムの認可 ・専門職業教育訓練（VPET）の公的支援全体 の4分の1を負担 ・職業教育訓練に関する意識の啓発
	●連邦職業教育訓練機構（SFIVET） 主に基礎訓練、継続訓練の指導者を養成 するほか、調査研究、パイロットスキーム の開発及び実施、政策立案支援 を行う行政機関。国内3か所に設置。	
産業界 Professional organisations	●商工会議所、産業別団体 国家資格の認定要件について国と擦り 合わせ	座学及び見習い訓練の提供 ・訓練プログラムの開発 ・認定資格の開発に関し国に協力 ・見習い訓練生の職の割当 ・企業訓練コースの開発 ・産業別コースの開発 ・民間による基金の造成
	●その他職業訓練提供機関など	
	●企業 見習い訓練生の受入れ（任意）	
州（カントン） Cantons	●26州（カントン）の専門職業教育訓練 （VPET）庁 統括団体はSBBK（専門職業教育訓練 庁スイス会議） ⁸ 州（カントン）レベルでの職業教育訓練 施策の実施	実施及び監督 ・国の職業訓練政策方針の実施 ・見習い訓練の監督 ・キャリアガイダンスの提供 ・若者の職業訓練プログラムへの参加勧奨 ・見習い訓練市場の開発 ・企業の訓練官に対する研修の提供
	●キャリアガイダンスサービス	
	●職業訓練校 フルタイムの職業訓練生またはデュアル システムの見習い訓練生に座学を提 供	
	●州教育長スイス会議 職業教育訓練について国と方針の摺合 せを実施	

（SERI（2015）, ONE MISSION, THREE PARTNERS）⁹

連邦レベルの職業教育は教育研究イノベーション省（SERI）が所管し、産業界の企業や団体と協力して、各職種における訓練や試験内容を規定し、職業学校でのカリキュラムを作成している。

州（カントン）においては、VPET¹⁰運営庁が実際のプログラムの実施管理をし、各州の運営庁長官で構成され事務局も有するスイス職業専門教育庁会議（Schweizerische Berufsbildungsämter-Konferenz, SBBK）が調整機能を担っている。各州には職業教育局が組織され、職業学校の指導や、職業に関する情報の提供、カウンセリング、訓練状況の監

⁸ SBBK（Schweizerische Berufsbildungsämter-Konferenz）

<http://www.sbbk.ch/dyn/19719.php>

⁹ SER（2015）‘Fact and Figures 2015, Vocational and Professional Education and Training in Switzerland’

¹⁰ VET（職業教育訓練）とPET（専門教育訓練）を総称したもの

視、修了試験の実施、教員市場を運営する。職業教育を支えている柱の一つである職業団体は、該当する訓練規定の新案や改案を提案し、修了試験の作成を委任される。

職業教育の財政はほぼ全額が公費によって賄われており、連邦が約 10 から 30%を受け持ち、残りはカントンと市町村とによって支えられている。職業団体は、訓練の教材や継続教育を援助することで一端を担っている。

(2) 後期中等教育¹¹

後期中等教育段階の職業教育は、職業訓練学校で行う見習い訓練（デュアルシステム）、中等職業専門校でおこなわれる教育の二つの形態に分類することができる。

職業教育の大部分を占めるのはデュアルシステムで、ほぼ全職業分野で訓練形態の核となっている。

義務教育終了後、職業の道を進むことを選んだ生徒は、希望の職種を決めなければならない。職種を選んだ後に、訓練席の確保、訓練契約と進むがこれには一定の時間を要する。

中学校卒業の 2 年前から職業に関するガイダンスが始まり、保護者会、懇談会、個人訪問などを通じて職業選択が行われていく。また学校外では、公私によって運営される職業カウンセリングが、職業選択や継続教育に関する支援を幅広く行っている。連邦の規定により、各カントンには職業教育行政部門が存在しており、職業訓練に関する情報の提供や指導者コースの開催などを取り仕切っている。様々な情報を通して進路を決定した生徒は、希望の職種を扱う事業体に願書を提出する。この時期が大体、卒業から 1 年前となる。

訓練期間は職種に応じて 3 年から 4 年におよび、事業所における実習と職業訓練学校での座学から成っている。課程修了時には見習い訓練先企業及び学校の両方で試験が行われ、この試験に合格すると連邦能力取得証明書（EFZ: Eidgenössische Fähigkeitszeugnis）及び成績表、ならびに訓練期間中の職務証明書（Arbeitszeugnis）が授与される。

なお、職業訓練学校を 2 年で修了する基礎的な職業能力を身につけるためのコースもあり、2 年で修了して審査（一般的に試験ではない）に合格した者には連邦基礎訓練修了証明書（EBA: Eidgenössische Berufsattest）が授与される。この 2 年のコースにおける見習い訓練では企業と訓練生との契約はなく、非正規の見習い訓練と位置付けられている。

もう一つの訓練形態である中等職業専門校（FMS: Fachmittelschule）は学校で実習と座学が行われる形態で、商業高校（Handelschule）や、職業作業所（Berufswerkstatt）などが有名である。商業学校の生徒は、修了時には修了証書（Diplom）が得られ、多くは卒業後に企業にて研修（Praktikum）を行う。職業作業所は、主に国内のフランス語圏やイタリア語圏で拡大し、20 世紀後半には学業困難者や外国人子弟など不利な状態にある生徒に職業訓練機会を与える役割を果たす機関となった。また、近年は市場の職業訓練生と訓練希望者の隙間を埋める役割も果たしている。課程修了後の修了試験や取得できる資格は、基本的にデュアルシステムのものと同様のものである。中等職業専門校に共通するのは 3 年の全日制コースであること、及び、医療/保健、教育、福祉、文化/芸術のいずれかの職業訓

¹¹ 本項の記述の多くは、安部智美（2006）「スイス職業教育の構造—ドイツ・デュアルシステムとの比較—」から引用した。

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

練メニューを備えていることである。また、3年の課程修了後、12週間から40週間の職場におけるインターンシップ期間を経て中等職業専門校を終える専門校準備コースも希望者に用意されており、保健/看護、社会福祉、教職、ICT、芸術などのコースがある¹²。

銀行での見習い訓練を例にあげると、銀行員の職業訓練は、商業職業訓練(Kaufmännische Lehre)となり、他の諸職種同様、職業教育法、労働法に基づき作成された当該職種の「職業訓練および見習い訓練修了試験に関する規則」(Regelment über die Ausbildung und die Lehrabschlussprüfung)に従い、厳格に実施される。この商業職業訓練分野における主な実習訓練場所は、銀行、保険、行政、機械工業、信託、である。職業団体によって体系的な訓練課程が形成され、その訓練内容に地域差があまりない職種である。

銀行に対する訓練生の応募の前提条件は中学校修了で、訓練期間は商業職業訓練の養成訓練と修了試験に関する規定第1条6項にあるとおり3年である。この銀行での願書提出の際に必要なとなる書類は、中学校の成績、履歴書、手書きの志望動機とマルチチェックである。マルチチェックは職業訓練希望者に行われる適正検査で、希望職種にあわせ5つの分野に分かれており、銀行員としての訓練希望者は、この商業分野を受験する。マルチチェックは、成績表で計り知れない部分や各中学校における成績評価の意見の違いなどから志願者を公平に扱うために導入された。書類審査に合格すると、引き続き面接が行われ、最終的に採用または不採用が決定される。正式採用が決定すると、職業教育法第14条訓練契約に関する条項にそって契約が結ばれる。この契約は、訓練契約に関する債務法(Obligationenrecht)の第344から第346条に準じている。訓練契約には養成職種の名称、訓練期間、給与、試用期間、労働時間と休暇が規定されており、最終的にカントンによって審査され認可される。

商業職業訓練も、多くの場合、事業所における実習と職業学校での理論的学習のデュアルシステムが採用されている。しかし、厳密に言えば事業所における訓練は、実習と「事業所共通理論学習」(Überbetriebliche Kurse)に分類される。職業教育法第16条1節には「職業基礎訓練はa. 職業実践教育、b. 学校における一般教養と職業教育、そしてc. 訓練中の職業業務で必要とされる実践と学校教育の補足、からなる」とあり、事業所、職業学校、そして補足教育を行う「第三の場所」が訓練場所とされている。

商業分野は幅広く、業種も様々であるので、訓練分野に特別に必要な知識を身につけるために、この補足教育が行われる。銀行員で言えば、銀行で実務訓練、職業学校で幅広い理論的商業学習、そして補足教育として理論的な銀行専門学習が行われている。ある銀行では、理論的な学習に42授業日を費やしている。

職業基礎訓練では、銀行業務の全容を幅広く修得することを目標とされているが、基礎教育段階では難度の高いもの、専門的過ぎるものは対象とならない。よって、基本的な銀行業務が指導されることとなる。訓練は各銀行に委託されてはいるが、スイス銀行協会

¹² SBFI, Fachmittelschulen

<http://www.berufsbildung.ch/dyn/11014.aspx?lang=DE&action=detail&value=287&lex=0>
Greater Geneva Berene area, Education and universities
<http://ggba-switzerland.ch/en/getting-started/education-and-universities/>

(Schweizerliche Bank Vereinigung) では、訓練モデルを示している。そこでは、1. 基本サービス (Basisdienstleistungen)、2. 金融部門 (Finanzbereich)、3. 商業部門 (Kommerzbereich) の3部門での訓練を通して訓練生に幅広い知識を提供することを推奨している。G 州立銀行では、訓練生が6ヶ月ごとに異なる部門に配属され、3年で3部門6分野での訓練を受けるようになっている。

デュアルシステムのもう一方を構成する職業学校への通学は、職業教育法 21 条 3 節で全訓練生に義務づけられている。授業時間は1日あたり、必須の体育を含んだ8授業時間で、週2日以内となっており、授業時間は学年が上がるにつれて少なくなるよう組まれている。職業学校開始の第1学年の最初には、基礎コースが設けられており、このコースでは事業所における訓練に必要な、コンピュータ知識や接客など、基礎的な職業能力が伝達される。期間は3～6週間または100時間以内に及ぶ。その後の授業は、まとまった一定期間に集中して授業が行われるブロック単位や、週単位などで行われる。

商業職業訓練はBコース、Eコース、Mコースの3種類に分かれており、職業学校での授業内容が若干異なってくる。コースは、中学校の時点での成績が関係してくる。Bコースは標準コースとされ、Eコースは中学時代の成績が比較的良い者で、Bコースに比べて職業学校における言語授業に重点が置かれ、母国語以外を2つ専攻しなければならない。また、入学選抜試験が設けられているMコースは、職業訓練とともに専門大学入学資格取得を目指すコースで、商業課目の他に、一般課目である数学、歴史、文学などが加わる。なお、これらのコースは、職業学校におけるカリキュラム、資格に関わることで、事業所における訓練内容はどのコースを選択していても同じである。

スイスの銀行での養成訓練では、基本的にスイス銀行協会が作成した統一のテキストファイルが使用される。ファイルは公用語のドイツ語、フランス語、イタリア語で出版されているので、全スイスの銀行での指導内容はほぼ同一であると言っても過言ではない。

養成訓練は、銀行の養成訓練担当部門や各指導者により体系的に行われており、商業職業訓練および職業修了試験に関する規則の第2条「事業所への要請の項目」で、事業所における指導者は、a.2年の職歴を持つ商業職業訓練を終えた者、b.3年の商業分野における職歴を持つ他分野の訓練を修了した者、c. 商業分野で職歴がある者で大学、高等教育機関、2年以上の高等職業訓練を修了した者、もしくは連邦高等専門試験、連邦資格の所有者、d. これまでに訓練生を指導し、商業分野において十分な経験がある者、と厳格に規定されている。訓練生の割合は、指導員の数に依存し、指導員が1人の場合は、訓練生は1名で、それ以上は基本的に1名の訓練生に3名の指導者を必要とする。

事業所における訓練は実務と、理論学習からなるが、日常の実務は、各部署の担当者により定められた項目に沿って行われている。このような日常業務に関する成績は「業務状況や学習状況」と呼ばれるもので評価され、訓練指導者は年2回、訓練生の業務や態度に関する成績を、日常的な観察と最終的な面接で判断する。基本的に日常的観察は部署の担当者に任せられ、面接は部署担当者と客観的な立場として同席する訓練指導者とで行われる。

また、前述したように「事業所共通理論学習」という事業所や職業学校で行われる教育

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

を補うコースの参加も義務付けられている。カントンは職業団体と協力してこのコースを管理し、コースの期間は年2～4日で、費用は連邦とカントン、事業所によって分担される。銀行分野における「事業所共通理論学習」の主催者はスイス銀行協会となる。この「事業所共通理論学習」で銀行業務に関する様々なテーマについて学習した後に、訓練生はテーマに即したレポートの提出を課される。このレポートは、年に一度、3年間で3回の提出義務があり、平均成績は訓練修了試験の事業所の分野の25%に数えられる。また訓練生は自己の学習進度を自覚するため学習日記（Lernjournal）をつけなければならず、この内容も「過程のまとめ」の重要な部分となる。こうして提出された課題は、訓練担当者から評価がつけられ、訓練責任者、事業所代表、訓練生のサインを記入後、地域の商業職業訓練試験委員会に提出される。各セメスターの成績は、委員会によって保管され、最終的に修了試験の成績に換算される。

職業訓練全過程が修了すると、事業所との間で結ばれた訓練契約は終了する。訓練生は、一社会人として就職活動を行わなければならない。基本的に、訓練先に就職できるという保証はない。連邦能力証明書は全スイスで有効なので、就職はスイス国内どこでも可能となる。2002年6月1日にスイスとEU間で資格を認可する条約（Gegenseitige Diplomanerkennung zwischen den EU-Staaten und der Schweiz）が結ばれた。これにより、主に大学レベルの専門職（医師など）はヨーロッパ圏で認可され、その他の資格は当該国の資格との比較によって承認される運びとなった。しかし、銀行員など特別な資格を必要としない職業にはこの条約は当てはまらない。ドイツなど、職業訓練が存在する地域では、スイスの職業資格も受け入れられるが、職業訓練が主流ではない国や、高等教育が盛んな国では、職業高校卒業レベルとしか捉えられない。スイスの銀行は世界各国に支店を構えているので、スイスから派遣されてという形での海外勤務は考えられるが、現地で就職となるとよほどの経験か特別なスキルがない限り、難しいのが現状である。

（3）高等教育

高等（教育における職業教育）は、連邦高等専門試験（Eidgenössische Höhere Fachprüfung）及び連邦職業試験（Eidgenössische Berufsprüfung）、ならびに連邦専門大学（Eidgenössische Fachhochschule）における連邦認可の教育によって修得される、と職業教育法第27条に規定されている。両試験は、試験規定のみ連邦によって定められ、試験の内容は各職業組織によって決定される。分野は多岐にわたり、約350の資格が認可されている。これらの試験の準備コースを提供するのは専門大学である。専門大学は一般にカントンにより運営され、入学資格は該当する職業訓練修了資格と雇用就業経験を有することである。つまり、中等職業専門学校の専門校準備コースまたは職業訓練学校の上級訓練準備コースを修了した者には自動的に連邦職業バカロレア資格（FVB：Federal vocational baccalaureate）が付与され、無試験で専門大学に入学できる。現在スイス各地域に7つの専門大学が存在し、職業教育の提供以外に継続教育や、職業教育に関する研究も盛んに行われている。ポローニャ宣言のスイスの採用による改革に伴い、2010年までに全専門大学の修了資格は、学士または修士となり、一般大学と同様の地位を得ることとなる。

5. 財政

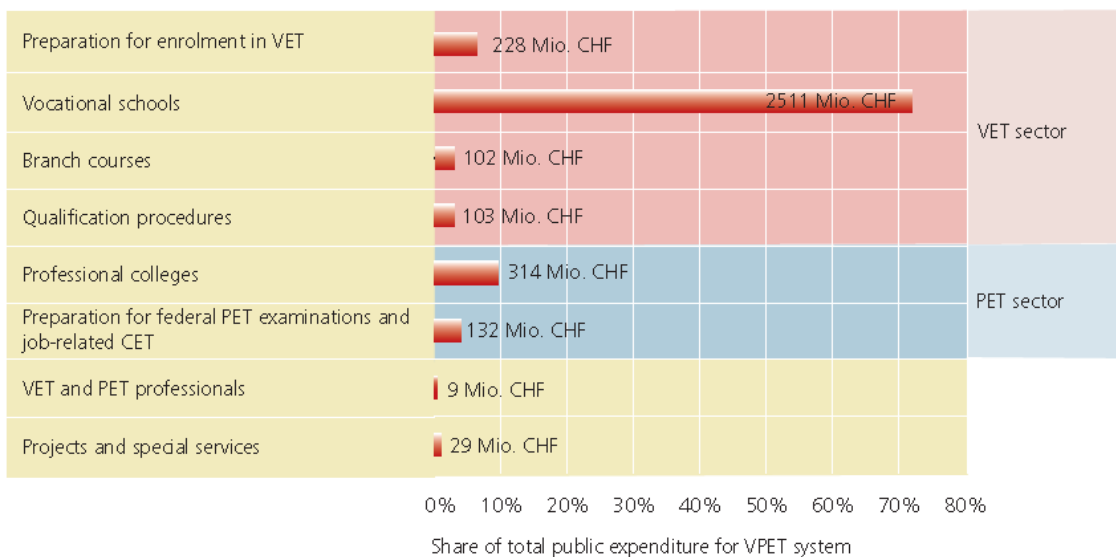
教育研究イノベーション省（SERI）は、国内の職業訓練を VET（後期中等教育レベルでの職業教育訓練）、PET（高等教育第一段階での職業教育訓練）、CET（継続職業教育訓練）に切り分けて制度を説明することが多い。これは、同省はいずれの教育訓練についても関与はするが、財政支援については専ら VET を対象とし、PET 及び就職準備のための CET は企業または参加者がコストを負担するというを前提としているためである。しかし、国の財政支援の対象は、VET と PET を併せた VPET とされている。

2012 年におけるスイスの VPET 制度に対する公的な財政支援額は 350 億スイスフラン（3.5 billion CHF）であり、これは VPET の総コストの 4 分の 3 をカバーする支援額である。また、連邦政府の VPET 制度に対する支援は総コストの約 4 分の 1 である。すなわち、州（カントン）が約 50%、連邦政府が約 25%を負担している。

見習い訓練のコストは訓練先企業によってさまざまであるが、見習い訓練生の負担額は約 50%、企業の負担は約 40%という調査結果もある¹³。

図表-2-3 VPET 制度に対する公的支出額（2013 年）

Public expenditure for VPET system in 2013²¹



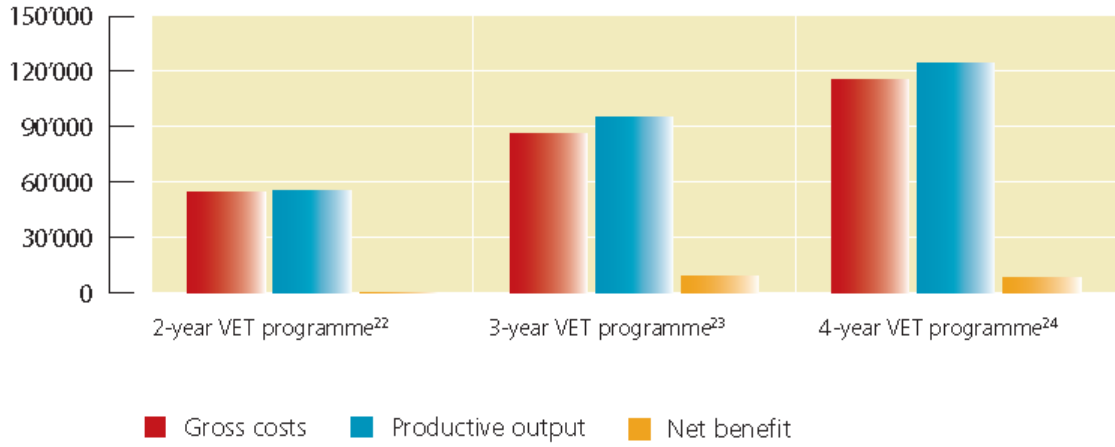
(SERI (2015) p.12)¹⁴

¹³ EC(2013) Return on investment of apprenticeship systems for enterprises: Evidence from cost-benefit analyses

¹⁴ SERI(2015) 'Vocational and professional education and training in Switzerland, Facts and figures 2015'

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

図表-2-4 (企業にとっての) 見習い訓練生一人あたりの費用対効果
訓練期間別 (単位: CHF)



(SERI (2015) p.19)

【摘要】左より、費用、生産効果、差引(費用対効果)

6. 実績

図表-2-5 20歳以下で後期中等教育の通年プログラム1年目に在籍する生徒数(2011年)

	生徒数	割合
生徒数合計	90,466 人	100.0%
一般教育 General Education	25,984 人	28.7%
高等学校 (普通高校) Academic baccalaureate schools	21,330 人	23.6%
専門校準備課程 Specialized middle schools ¹⁵	4,654 人	5.1%
職業教育 VET	64,482 人	71.3%
見習い訓練 (正規) Apprenticeship	57,637 人	63.7%
中等職業専門学校 School-based VET	6,059 人	6.7%
見習い訓練 (非正規) Uncertified apprenticeship(Anlehre)	786 人	0.9%

(AICGS (2014))¹⁶

図表-2-6 後期中等教育 (Sekundarstufe II) における一般教育コース生徒数
主要地域別 2012/13¹⁷

主要地域	合計	女性比率	外国人比率	私立学校比率
ジュネーブ湖地方	30,178 人	58.4%	24.4%	11.4%
ミッテルラント地方	16,828 人	62.1%	9.1%	1.4%
北スイス地方	12,343 人	61.1%	11.7%	4.2%
チューリヒ地方	9,781 人	58.1%	10.1%	13.3%
東スイス地方	7,946 人	61.2%	8.9%	2.8%
中央スイス地方	6,449 人	59.7%	8.5%	4.3%
ティチーノ地方	6,068 人	55.6%	16.2%	13.5%
合計	89,593 人	59.6%	15.2%	7.6%

図表-2-7 後期中等教育 (Sekundarstufe II) における職業教育訓練コース生徒数
主要地域別 2012/13¹⁸

主要地域	合計	女性比率	外国人比率	私立学校比率
ジュネーブ湖地方	38,182 人	40.1%	25.6%	2.3%
ミッテルラント地方	53,323 人	43.3%	12.8%	1.7%
北スイス地方	29,646 人	42.5%	20.8%	1.3%
チューリヒ地方	42,119 人	44.8%	14.4%	6.1%
東スイス地方	35,440 人	41.8%	16.7%	1.2%
中央スイス地方	22,857 人	40.0%	12.0%	8.9%
ティチーノ地方	8,962 人	40.8%	26.8%	0.1%
合計	230,529 人	42.3%	17.3%	3.1%

(注) 職業予備教育課程 (Anlehre) 及び徒弟予備課程 (VorlehreQuelle) を含む

¹⁵ AICGS (アメリカの現代ドイツ研究所) の統計資料をそのまま翻訳したもの。専門校準備課程は本来、職業教育と捉えられているが、この表では一般教育に分類されている。

¹⁶ AICGS (2014) The Swiss Apprenticeship System, Its Institutional Specificities and Strengths in International Perspective <http://www.aicgs.org/publication/the-swiss-apprenticeship-system/>

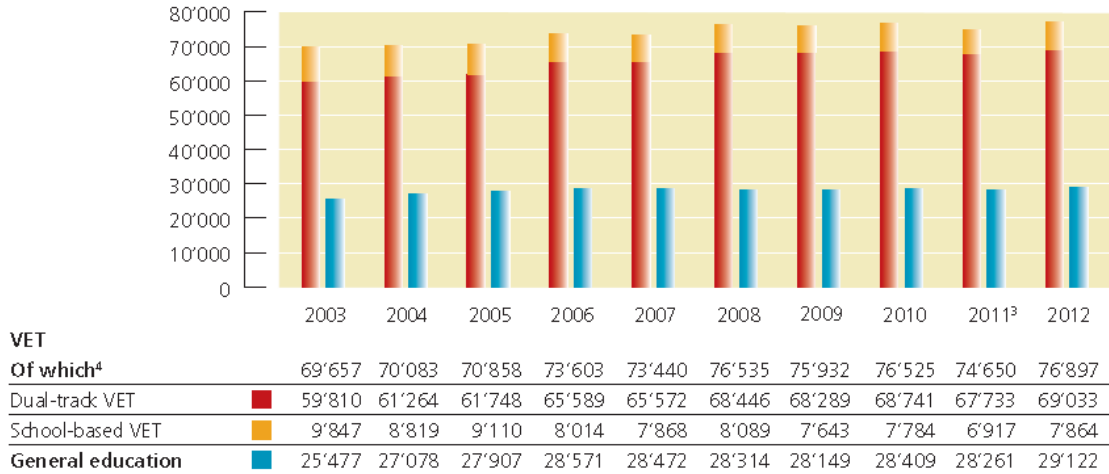
¹⁷ Statistik Schweiz, Sekundarstufe II: Allgemein- und Berufsbildung - Übersichtstabellen Schülerinnen, Schüler und Studierende, Allgemeinbildende Schulen 2012/13 (in Zahlen und in %) http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/15/04/00/blank/schuelerinnen_und.html

¹⁸ Statistik Schweiz, Sekundarstufe II: Allgemein- und Berufsbildung - Übersichtstabellen Schülerinnen, Schüler und Studierende, Berufliche Grundbildung 2012/13 (in Zahlen und in %)

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

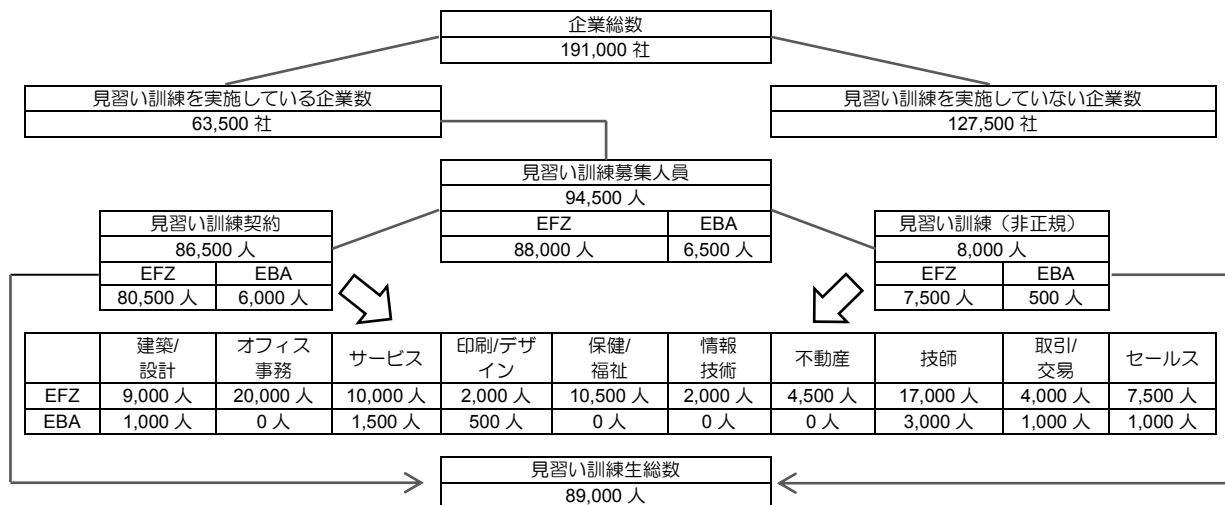
図表一2-8 後期中等教育の入学者数

Enrolment in upper-secondary level²



(SERI (2015) p.12)¹⁹

図表一2-9 見習い訓練の状況 (2013年8月現在)²⁰



注 1) EFZ: 連邦能力取得証明コース (通常 4 年、見習い訓練修了後、試験を経て取得)

EBA: 連邦基礎訓練修了証明コース (通常 2 年、非正規見習い訓練修了後、審査を経て取得)

注 2) このデータは 1997 年以降 LINK Institut 社が教育研究イノベーション省 (SERI) の下部機関 OPET (Federal Office for Professional Education and Technology) からの委託により 1997 年以降実施している見習い訓練制度の実態調査によるもので、SERI が公表している統計データとは一致しない。

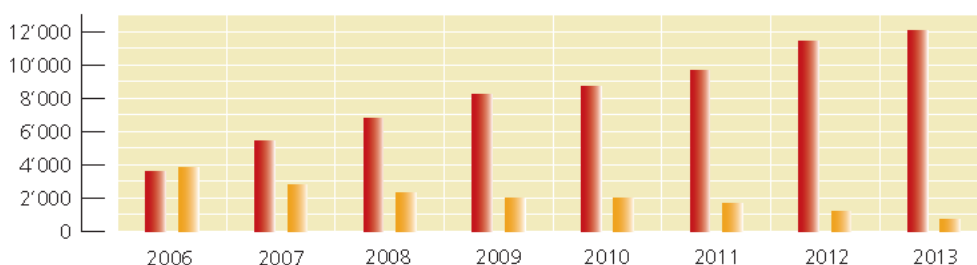
¹⁹ SERI (2015) 'Vocational and professional education and training in Switzerland, Facts and figures 2015'

²⁰ Apprenticeship Barometer (Lehrstellenbarometer) August 2014

<http://www.sbf.admin.ch/aktuell/medien/00483/00594/index.html?lang=de&msg-id=54994>

図表-2-10 見習い訓練を経て取得された証明書の年次発行数の推移
(連邦能力取得証明、及び、連邦基礎訓練修了証明)

Total number of apprenticeship contracts in relation to formal (i.e. for Federal VET Certificate) and informal two-year apprenticeships¹⁰



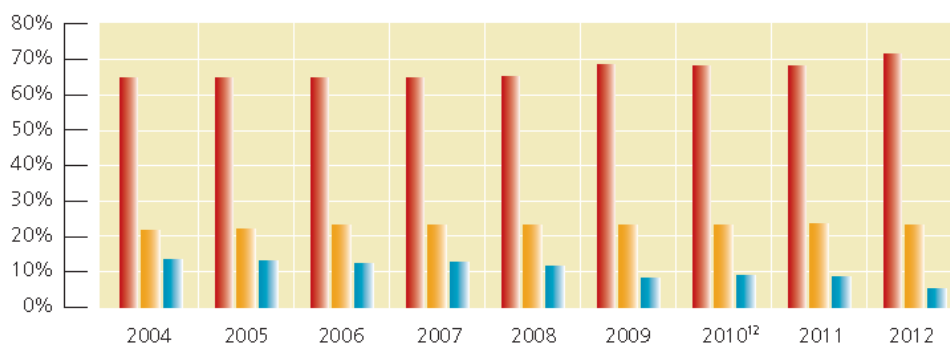
Federal VET Certificate	■	3'600	5'200	6'800	8'000	8'500	9'400	11'100	12'100
Informal two-year apprenticeship	■	3'800	2'800	2'300	2'000	2'000	1'700	1'200	750

(SERI (2015) p.13)

【摘要】上段より、連邦能力取得証明、連邦基礎訓練修了証明

図表-2-11 後期中等教育レベル修了者の修了課程別割合

Upper-secondary level qualifications¹¹



VET	■	64.9%	64.9%	64.6%	64.6%	65.0%	68.7%	68.2%	68.2%	71.6%
General education	■	21.7%	22.2%	23.2%	23.0%	23.3%	23.0%	23.0%	23.4%	23.1%
No upper-secondary level qualifications	■	13.4%	12.9%	12.2%	12.4%	11.7%	8.3%	8.8%	8.4%	5.3%

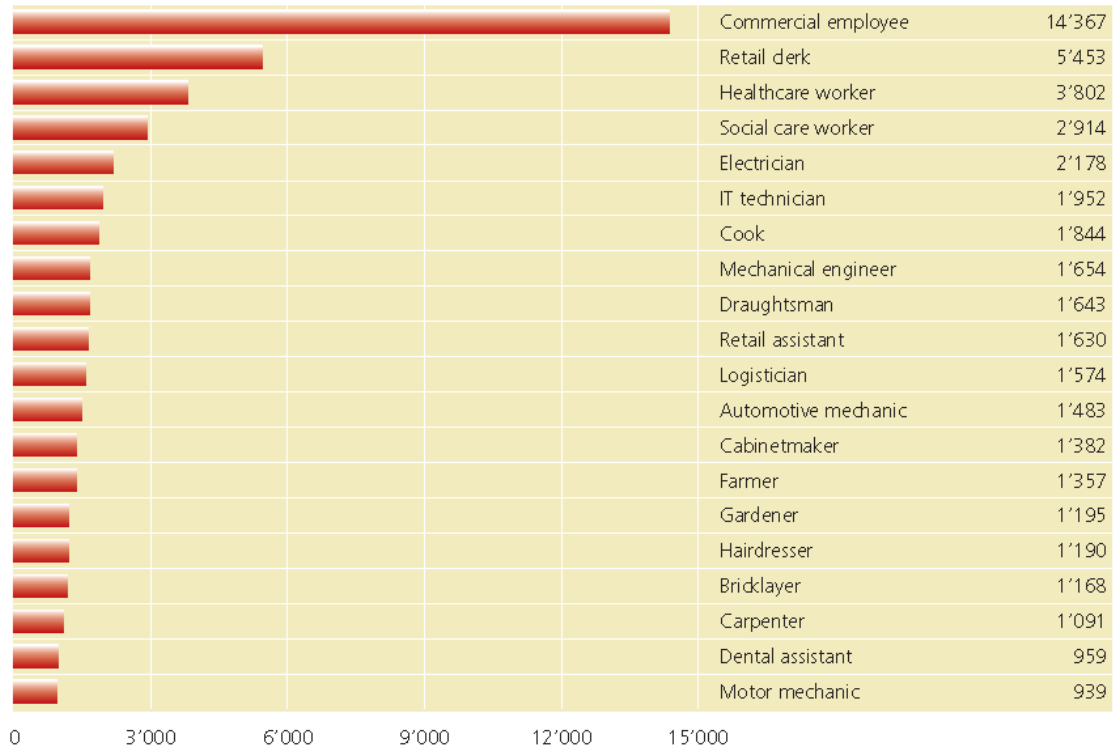
(SERI (2015) p.14)

【摘要】上段より、職業訓練学校（見習い訓練）または中等職業訓練学校修了者、高等学校（普通高校）修了者、後期中等教育未修了者

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

図表-2-12 230 の職業訓練プログラムのうち人気のある職業（2013年）
（新規入学者数ベース）

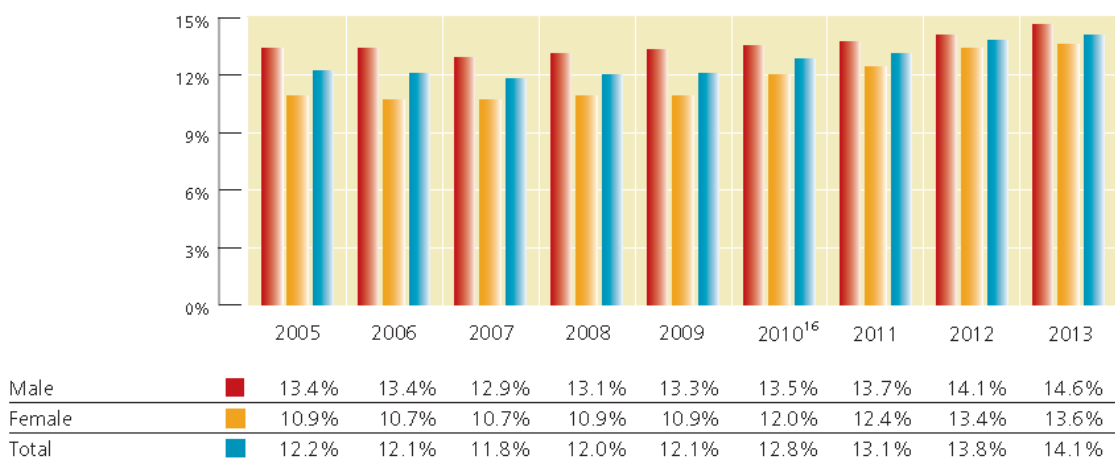
New enrolments in 2013¹⁴



(SERI (2015) p.15)

図表-2-13 連邦職業バカロレア資格（FVB）取得率

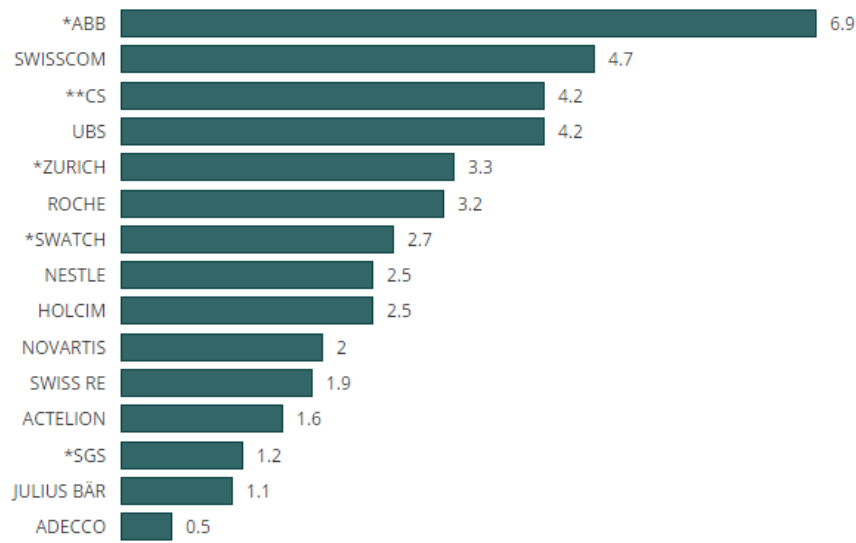
Percentage of VET graduates who also obtained an FVB¹⁵



(SERI (2015) p.16)

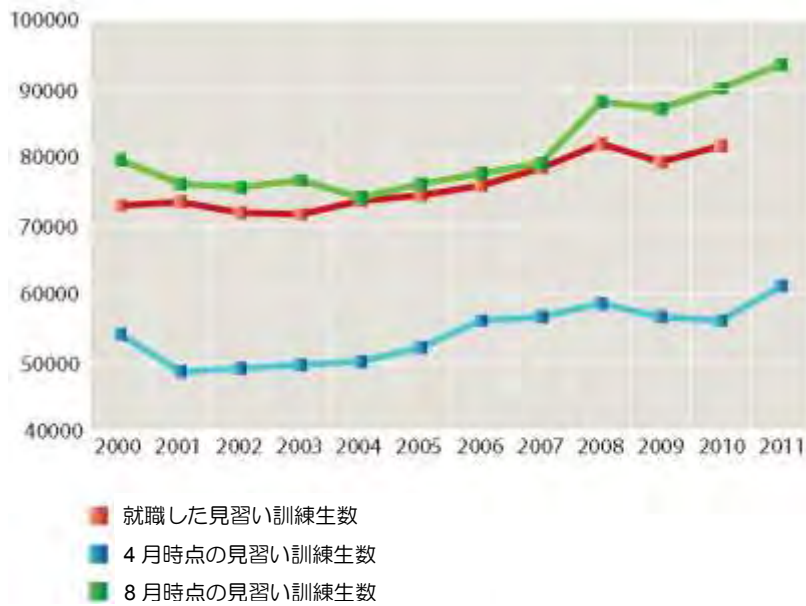
注) 連邦職業バカロレア資格（FVB：Federal vocational baccalaureate）とは、中等職業専門学校の専門校準備コースまたは職業訓練学校の上級訓練準備コースを修了した者に付与され、無試験で専門大学に入学できる資格をいう。

図表一2-14 スイス証券取引所上場企業の従業員数に占める見習い訓練生の割合



(Swiss Public Television SRF) ²¹

図表一2-15 見習い訓練生の需給状況の推移



(SERI (2012) p.7) ²²

²¹ SWI, The labour shortage facing the top 20 Swiss firms, Mar 9, 2015
http://www.swissinfo.ch/eng/hiring-habits_the-labour-shortage-facing-the-top-20-swiss-firms/41306860

²² SERI (2012) 'Entering the labour market, Report on measures to ease the transition to upper-secondary level'

7. 評価・課題

(1) 職業教育訓練制度の強みと課題

2008年にOECD職業教育訓練に関する国家専門家グループ(Hoeckel, K.ほか)が実施した職業教育訓練に関する「レビュー対象国のアセスメント(評価)概要と政策勧告」には、スイスの職業教育訓練制度に関して以下のように記述されている²³。

スイス

【強み】

スイスの高度に発達したVET/PET制度²⁴は、多くの強みを持っている。

特に、以下のような点が挙げられる。

- 制度は、雇用主主導、ないし市場主導の性格が強い。
- 連邦、州(カントン)、専門組織間のパートナーシップが良好に機能している。
- 学校ベースと企業ベースの学習はよく統合されている。職場訓練(スイスでは、企業内訓練と呼ぶ)は、それほど企業寄りの特殊なものではない。
- スイスのVET/PET制度は資本が十分投下されており、最新の設備を備えている。
- スイスの見習い訓練に基礎を置く職業プログラムは、便益が費用を上回るという点で、ほとんどの雇用主にとってはそれ自体で採算の取れるものである。
- 高等教育段階の職業教育訓練がしっかりしており、高等教育レベルの幅広い職業教育訓練が存在している。
- 訓練が行き詰るリスクを避けるため、コース間の移動の許容と、弾力的な経路が導入されている。
- 職業教員と職業訓練指導員、試験員と監督者が十分に準備ができています。
- 質の管理が保証され、国家的な評価手続が実施されている。
- キャリアガイダンスとカウンセリングが体系的かつ専門的に行われている。
- 検証手段が十分開発され、政策論議を支援するために定期的に用いられている。

【課題】

- 世界不況は職業教育訓練、特に見習い訓練の場の提供に関して、負の影響を与えたかもしれない。
- コーホート(同一世代集団)が縮小するという人口上の変化(訳注:いわゆる少子化)が、学術教育-職業教育間の競争を激化させる可能性がある。また、職業教育訓練は、高等教育における学術教育との競争にも直面している。
- 訓練の伝統を欠く国際企業がスイス国内市場に参入することで、スイスのデュアルトラ

²³ OECD (2010) Learning for Jobs, Annex B, Summary assessments and policy recommendations for reviewed countries, Switzerland, Hoeckel, K., S. Field and W.N. Grubb (2009)

日本語訳は、(訳, 2012)「若者の能力開発-働くために学ぶ(OECD職業教育訓練レビュー: 統合報告書)」明石書店, pp.217-219を転載。

²⁴ ここでのVET/PETは、スイス特有の用語法が使われている。VET [Vocational Education and Training 「職業教育訓練」] は、主として後期中等教育段階での基礎的職業教育を、PET [Professional Education and Training 「専門教育訓練」] は、非大学型高等教育での職業教育を指す。

ックの学習制度（訳注：職業学校での学習と企業での見習い訓練が組み合わされたコースで、後期中等教育段階に在籍する学生の約6割弱（2006年）が選択）が脅威に晒されている。

- 公平性に関するいくつかの懸念が、職業教育訓練制度に突きつけられている。

【勧告】

- a. スイスは、質の高い職業教育訓練制度に対して正統な誇りを持ちつつ、その強みを維持するための実践的な手段を導入すること。そのためには、高品質の統計データとその分析が必要となる。若者に対する職業教育訓練と学術教育の現在の構成比率が労働市場ニーズに適合しているか否かを見直すこと。
- b. 職業教育訓練制度全体を通じての公平性を強めるよう努めること。ドロップアウトを最小にし、ドロップアウトした者が適切に支援されることを確かなものにする。職業教育訓練への補助金額と大学教育への補助金額が、資金提供の共通原理に基づくようにすること。女性のスキル形成と労働市場への参加を導くよう職業教育訓練を活用すること。そして、これらの目的を支援するよう、制度を綿密にモニターすること。
- c. 経済危機を原因として発生している、企業内訓練に対する雇用主の提供意欲の顕著な低下に対応した緊急プランを開発すること。

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

(2) 見習い訓練制度のメリット・デメリット

英国、オーストラリア、OECD などで要職にあった研究者のデイブ・ターナーは、2013年に公表した論文において、若者自身、両親、企業、教師の立場から捉えたスイスの見習い訓練制度に対する評価について、以下のように整理している。

図表-2-16 見習い訓練制度の捉え方の違い

	メリット	デメリット
若者の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・実務の勉強がしたいだけできる ・報酬をもらい、周りから助けられながら学ぶことができる ・旅行やパーティーに興味がある若い時期につめこみ型の訓練機会を得ることは誘惑が避けられていいことだ ・見習い訓練先の指導者（メンター）に出会える ・アカデミックに進むか就職準備に進むかはいつでも自分の意思で変更できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・10歳という若さで見習い訓練をふまえた将来の決断をしなければならぬ ・家族の支援や理解がなければ継続が困難 ・企業での見習い訓練と学校での座学の内容があまりリンクしないことがしばしばある ・中小企業で見習い訓練をしていると、自分のスケールが小さくなるように感じてしまう ・けっこうきつく、長時間労働
両親の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の自助精神、責任感を涵養し、モチベーションを高めることができる ・見習い訓練先の指導者（メンター）から良い影響を受けることが期待される ・実務を学ぶことで即戦力となり得る ・国家資格と連結した制度なので安心 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が13歳から19歳までの間、親は常に年間の学修評価に参加しなければならず、それがままならない事情のある家庭では、結構厳しい ・見習い訓練からドロップアウトすることもある
企業の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・若い見習い訓練生を受け入れることで、職場の士気が上がり、社内においてスキル練達への気概が否応なしに上昇する ・見習い訓練生がその若さゆえに持つ業務改善や向上のエネルギーによる変革を期待する ・見習い訓練生とその両親に良い企業と思ってもらうために全社が引き締めてもらう向上が図られる ・見習い訓練制度は通常の採用活動に比べてより生産的で費用対効果の高いアプローチである 	<ul style="list-style-type: none"> ・見習い訓練生の指導者（メンター）の養成や人員確保、雇用に係るコストが、企業のリストラ局面で常に問題となる ・職業学校などからの見習い訓練生受入要請が継続的に行われることに対応しなくてはならない（企業の経営的な都合で中断や再開ができない） ・国際的に事業展開する大企業などでは、経営者が株主に対し、見習い訓練受入れの費用対効果が常にプラスであることを示す必要がある
教師の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・見習い訓練先で自分のキャリアの行く末が見えやすくなるため生徒のモチベーションが格段に上がる ・やりたいことのために勉強する、と動機が明確な生徒に教えることができる ・中学生のときからキャリア教育のモチベーションを高めることができる ・教師が生徒、両親、企業と高いレベルでニーズの合致をみながら協力体制の下に進めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・14歳という若さで将来の職業やキャリア計画について決断を促すのが難しい生徒がいる（男子に多い） ・労働市場と技術革新の変化が速く大きいため、見習い訓練制度が変化についていけないことがある ・見習い訓練期間はスケジュールがびっしりで、息つく暇もない ・生徒の文化的、言語的バックグラウンドが多様なため、緻密なケアが必要

(Dave Turner(2013))²⁵

²⁵ Dave Turner(2013)“It’s too young to party”, the young person’s perspective on the Swiss apprenticeship system’
http://www.educationandemployers.org/wp-content/uploads/2014/06/swiss_apprenticeships_-_the_young_persons_perspective_2013.pdf

8. 参考文献

【日本語文献】

- ・田中正弘, 森利枝 (2014) 「ポローニャ・プロセスへの対応による新たな学位・単位制度の活用と課題 : ドイツ・スイスにおける取組から」 21 世紀教育フォーラム(9), pp.9-18, 弘前大学 21 世紀教育センター
- ・土井康裕, 鈴木健介 (2012) 「欧州国境地域における越境労働市場の現状 : オーバーライン地域のモデルケース」 名古屋大学大学院経済学研究科 経済科学 (60) pp.119-133
- ・岩田克彦, 上西充子 (訳, 2012) 「若者の能力開発—働くために学ぶ (OECD 職業教育訓練レビュー : 統合報告書)」 明石書店
- ・濱口桂一郎 (2012) 「雇用ミスマッチと法政策」 日本労働研究雑誌 No.626, pp.26-33
- ・長谷川理映 (2011) 「地域の新規高卒労働市場における需給ミスマッチの規定要因」 関西学院大学産業研究所 産研論集 (38) 2011.3
- ・安部智美 (2006) 「スイス職業教育の構造—ドイツ・デュアルシステムとの比較—」 名古屋大学教育学部技術職業教育学研究室, 職業と技術の教育学 Vol.17, 2006.3, pp.35-46

【外国語文献】

- ・SERI (2015) 'Vocational and professional education and training in Switzerland, Facts and figures 2015'
- ・LINK Institut (2014) 'Lehrstellenbarometer August 2014 Kurzbericht, Umfrage bei Jugendlichen und Unternehmen im Auftrag des Staatssekretariats für Bildung, Forschung und Innovation SBF'
- ・OECD (2014) 'Education at a Glance 2014, Swizerland country note'
- ・OECD (2014) 'Skill beyond School Brief on Australia, Germany, and Swizerland'
- ・Bundesamt für Statistik(2013) 'Bildungslandschaft Schweiz 2012/13'
- ・Lucas Graf (2013) 'The Hybridization of Vocational Training and Higher Education in Austria, Germany, and Swizerland', Budrich UniPress, 304 pages, Swizerland: pp.153-188
- ・CEDEFOP (2013) 'On the way to 2020: data for vocational education and training policies, Country statistical overviews, Update 2013', 130 pages, pp.112-114 (Swizerland)
- ・Samuel Muehleemann and Stefan C. Wolter (2013) 'Return on Investment of apprenticeship systems for enterprises : Evidence from cost-benefit analyses', European Expert Network on Economics of Education (EENEE) Aanalytical Report No.16, October 2013
- ・Dave Turner (2013) "'It's too young to party", the young person's perspective on the Swiss apprenticeship system', Education and Employers
- ・SERI (2012) 'Entering the labour market, Report on measures to ease the transition to upper-secondary level'
- ・Mirjam Strupler and Stefan C. Wolter (2012) 'Dual-track VET: a success story – also for host companies'
- ・Universität Zürich (2012) Berufseinstiegs - Barometer 2012 : Report im Auftrag des Bundesamts für Berufsbildung und Technologie (BBT)
- ・NAFSA (2011) 'Online Guide to Educational Systems Around the World – Swizerland'
- ・OECD (2010) 'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'
- ・Kathrin Hoeckel, et al (2009) 'OECD Reviews of Vocational Education and Training, : A Learning for Jobs Review of Swizerland 2009', April 2009

This page intentionally left blank.